

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（彫刻）
名 称 ・ 員 数	もくぞうこくうぞうぼさつぎぞう 木造虚空蔵菩薩坐像 1 軀
所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	宮古市長根 1-2-7 宗教法人長根寺
文化財の所在場所	同上
指 定 理 由	<p>当該文化財は、宮古市長根寺の収蔵施設に安置されている、像高 31.4cm、1 面 2 目 2 臂の木造虚空蔵菩薩坐像である。</p> <p>その姿は、天冠台の上に八面宝冠を戴き、前髪は結び上げ、宝冠内で髻を結うとみられる。両腕ともに上腕を体側に密着させ、左手は肘を屈し掌を前方に出し、膝近くで上に向け全指を軽く屈する。右手は肘を屈し掌を腹前に置き、全指を握って剣を執る。カツラ材を使用し、頭体幹部は宝冠、髻、両肩先、右手首先及び左肘先を含め一木造りで、横木一材からなる膝前を寄せる。本像の膝前材地付面には応永 24 年（1417 年）墨書銘があり、入仏の年月日などが記されている。</p> <p>本像は頭体幹部左手首先を除く両肩先ほぼ全てを一材とし、両腰背面付近の三角材を省略するなど構造の簡略化が見られるが、小像ながら規格材を使用していることなど、この時代の傾向に合致している。またその姿も、肩幅が広く、全体にずんぐりとした体型や顎を前方に突き出して猫背で前屈みに見える側面観、長大に引かれた眉と目など、その作風は極めて特徴的である。これらの特徴は、明徳 3 年（1392 年）造立の正法寺の釈迦如来坐像（岩手県指定文化財、奥州市）や明徳 4 年（1393 年）造立の宝城寺の釈迦如来坐像（岩手県指定文化財、奥州市）に代表される、岩手県域に伝わる禅宗彫刻の系譜に連なるものである。宮古市腹帯にある応永 3 年（1396 年）銘板碑（宮古市指定文化財）には、禅宗で最重要視される釈迦の言葉が線刻され、禅宗が現宮古市域周辺に伝播したことを示しており、本像が造立される頃には、禅宗彫刻が現宮古市域周辺で造立供養される環境が醸成されたとしても不自然ではないことを窺わせている。</p> <p>このことから、現岩手県域における禅宗彫刻の一例として、禅宗という新たな文化の受容、展開と定着のあり方を明快に示す点、さらには造立年を明らかにする基準作例として、室町時代前期における他作例の比較検討に不可欠である点など、現岩手県域の歴史文化を知る上で貴重な存在として評価できる。</p>

	<p>【岩手県文化財指定基準】</p> <p>第1 有形文化財指定基準 絵画、彫刻、工芸品の部</p> <ol style="list-style-type: none">1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。
--	---

指定文化財調査報告書

調査員 政次 浩

調査日 令和1年11月1日ほか

報告日 令和2年1月31日

1 所有者の住所 ・氏名(名称)	岩手県宮古市長根 1-2-7 宗教法人長根寺(ちょうこんじ)
2 文化財の所在地	同上
3 種別	有形文化財(彫刻)
4 名称	木造虚空蔵菩薩坐像 (もくぞう こくうぞうぼさつ ざぞう)
5 員数	1 軀
6 形状・品質・構造	<p>【形状】 [本体] 1面2目2臂(ひ)の菩薩坐像。頭頂で1尺3分、髮際(はつさいい)で8寸5分を計る。 天冠台(紐1条)の上に八面宝冠を戴く。八面はいずれも頂部を有する五角形で縁取りがあり、うち前5面は内区に円相と宝相華などに由来する植物かとみられる文様があしらわれ、後3面は無文とする。頭髮は結び上げ、宝冠内で髻(もとどり)を結うとみられ、天冠台下では、正面から両耳までが結び上げた地髪の流れを区画ごとに大まかにあらわし、後面を平滑とする。鬢髪(びんぱつ)が左右とも耳をわたり、鬢髪のみ疎らに毛筋目をあらわす。両眼はともに上眼瞼(じょうがんけん)にうねりを付ける。耳朶は紐状で不環。鼻孔を穿つ。二道。両腕ともに上腕を体側に密着させる。左手は肘を屈し掌を前方に出し膝近くで上に向け全指を軽く屈する。右手は肘を屈し掌を腹前に置き全指を握って剣を執る。着衣は、上半身が内から內衣、覆肩衣(ふくけんえ)及び衲衣(のうえ)、下半身に裙(くん)をまとふ。內衣は一部が腹前にあらわれ、2条の紐状の縁取りがある。衲衣は偏袒右肩(へんだんうけん)にまとい、左上半身から背中を巡り、腹部以下を亘った後、左前腕に掛かり体側に流れるか。覆肩衣は右肩以下を覆い、右脇腹で衲衣にたくし込まれる。衲衣と覆肩衣の一部が膝前に掛かる。</p> <p>[持物] 剣。三鈷剣か。</p> <p>[附属品] なし。</p> <p>【品質・構造】 [本体] カツラ材。頭体幹部は宝冠、髻、両肩先、右手首先及び左肘先を含め</p>

	<p>一木造(いちぼくづく)りで、横木一材からなる膝前を寄せる。彫眼(ちょうがん)。頭体幹部材と膝前材とも内刳(うちぐ)り及び地付面の刳り込みなし。ただし、頭体幹部材の地付面に線状の刳孔 1 個あり。素地(きじ)仕上げで、現状は古色(こしょく)を呈する。彩色及び墨描は確認されない。</p> <p>頭体幹部材は宝冠、両肘先、体側に掛かる着衣、右手首先までを含め堅木(たてぎ)一材からなり、木心を左斜め後方に外したいわゆる「木表」が用いられる。膝前材は木心を前方斜め上に外したいわゆる「木裏」が用いられている。いずれも用材となったカツラはやや黄みがかっており、両材の接合には角形の雇柄 2 本(スギ材製か)とニカワとみられる接着剤が用いられる。</p> <p>別材製は上記の雇柄 2 本のほか、左手首先、右手持物(いずれも木製で用材不明)。</p> <p>像の両側面から背面にかけての一带に幅 0.2 cm 程度のノミ跡が残る。</p> <p>[持物]</p> <p>残存部が少なく詳細及び用材不明。何らかの方法により本体と固着。</p>
7 法量・保存状態	<p>【法量(cm)】</p> <p>[本体]</p> <p>像高 31.4(1 尺 3 分)</p> <p>髪際高^{はつきいこう}25.8(8 寸 5 分)</p> <p>頂～顎 12.1 面長 6.3 面幅 6.1 面奥 8.5</p> <p>耳張[耳介]7.5 [耳朵]7.4</p> <p>肩張 17.0 肘張 21.1 膝張 24.3</p> <p>胸奥[左]9.6 [右]9.3 腹奥 11.3 坐奥[右膝～背面]17.6</p> <p>膝高[左]5.0 [右]4.9</p> <p>最大奥 [裙裾～背面] 21.1</p> <p>柄孔 (頭体幹部材)左 幅 1.5×高 1.9×奥 2.2 右 幅 1.4×高 1.8×奥 2.2</p> <p>(膝前材)左 幅 1.6×高 1.7×奥 2.6 右 幅 1.4×高 1.7×奥 2.6</p> <p>雇柄 左 幅 1.3×高 1.8×長 4.1 右 幅 1.3×高 1.8×長 4.1</p> <p>(頭体幹部材:最大幅 25.1×同奥 13.2×同高 31.4)</p> <p>(膝前材:最大幅 25.0×同奥 7.8[現状]×同高 4.9)</p> <p>頭体幹部材地付面刳孔 縦 1.2×横 8.1×深 1.7</p>

	<p>【保存状態】</p> <p>後補部は別材製小部材全て(左手首先、右手持物、雇柄 2 本)。 欠失部は、左手第 2～5 指の一部、右手持物の過半。 全体に虫損及び朽損、カビ被害が著しい。とくに、カビは現在も進行中とみられ、その処置は緊急の課題である。また、頭体幹部材と膝前材との接合に用いられる接着剤は経年のため既に効力を失い、雇柄も過小である。このため、両材が分離しており、構造上の脆弱化及び膝前材の滅失などが危惧される。</p> <p>本像が安置される堂宇は本堂及び庫裏を含む境内地にあり、鉄骨コンクリート製であることから防犯防火に優位性があるものの、上記カビ被害から、温湿度の恒常的なモニタリング、その客観的データに基づく環境把握、改善計画の立案、実施及び検証が求められる。</p>
8 作者	不詳
9 時代又は年代	室町時代 応永 24(1417)年 8 月 29 日入仏
10 奥書・銘文等	<p>膝前材地付面に墨書銘あり(釈文は別紙)。 墨書銘は、入仏(入魂)の年月日などが記される。銘文の一部は虫損とかすれにより判読不能。</p>
11 伝来 (由来・伝承等)	<p>宝冠の 5 つの円相を五仏とし、宝冠を五仏宝冠とみて、右手の剣とを勘案すると、本像は現図胎蔵曼荼羅虚空蔵院の主尊たる虚空蔵菩薩と認められる。このことから、後補の左手には現状、持物の痕跡は確認されないが、かつては左掌上に三弁宝珠を奉安した蓮台または宝珠を安置していたと推測される。</p> <p>膝前材地付面の墨書銘は一筆で、能筆とはいえないものの、楷書で行ごとに文字の大きさが概ね整う。三行の墨書銘のうち中央行には、入仏(入魂)の年月日情報が記されており、左右行も入仏に関わる情報と推測される。左右行は、入仏供養に用いた経典名と読誦の回数かと推測される記録、供養料または造立に関わる何らかの経費かと推測される記録である。内容の詳細は後考を俟ちたいが、墨書銘は、造立の願意や供養などの関係者などに関する情報を読み取ることが可能であり、入仏供養時に記されたとみて差し支えない。</p> <p>ただし、墨書銘からは伝来に関する情報は読み取れない。さらに、本像は比較的小像であり移動が容易と推測されることから、その伝来の考察には慎重を期する必要がある。</p> <p>『長根寺物語』によれば、長根寺は大同年間、坂上田村麻呂が供養奉安した阿弥陀如来像とその堂宇に端を発する古刹で、往時は隆盛</p>

	<p>を極めたものの、無住の時代も長くあったという。また、近くは昭和17(1932)年の火災を始め、幾多の災禍に見舞われてきたという。このようなこともあり、同寺の由緒来歴を記す文献史料は写本を含めごく僅かであり、文献史料から本像の伝来を窺うことは難しい。</p> <p>『同書』によれば、本像は大正13(1924)年書上が史料上の初出とされる。また、根拠は不明ながら、本像は近隣の赤竜寺が無住となり[明和2(1765)年]、移坐されたという。</p> <p>赤竜寺は長根寺と同様、当地一帯に広がる黒森権現の一山信仰圏を構成していた寺院の一つで、赤竜寺が黒森権現の管理を、長根寺が表登拝口の入口に営まれた里坊といった機能を、それぞれ担っていたと考えられている。</p> <p>また、『御領分社堂』及び『篤焉家訓三』によれば、黒森権現には「虚空蔵堂」があり、『三閉伊日記』にはその位置が図示されている。これらから、現岩手県域さらには東北地方全体を俯瞰して造立例が寡少と認められる虚空蔵菩薩像が本像の現所在地の近隣に祀られていたことが分かり、とくに注目される。</p> <p>なお、私見では、かつての黒森権現は観音・薬師・阿弥陀の三山浄土で、この三尊を取り巻くように仏菩薩等が配され、全山で信仰圏を構成していた。これは熊野三山とその写しである出羽三山とも同軌でありことから、黒森権現はいずれかの写しと評価される。熊野三山と出羽三山とに祀られていた仏菩薩等はいずれも本地仏であり、その構成や配列は宗教上の理念や秩序に基づくものである。しかし、管見では、規範となる熊野三山と出羽三山とのいずれにも虚空蔵菩薩は現れず、ここに黒森権現の独自性をみることも可能であろう。</p> <p>いずれにせよ、現時点では本像の近世に遡って伝来を確かめることができず、不詳のままとせざるを得ない。ただし、黒森権現の「虚空蔵堂」の記録は、上記のとおり、本像との関わりがとくに注目される。なお、『南部封域志』巻第4及び第5には、黒森山門から長根寺に七尺の仁王像が移坐されたとあり、山内における移坐の実態の一端を垣間見せている。</p> <p>(参考文献)</p> <p>『御領分社堂』、『南部封域志』、『篤焉家訓三』、『三閉伊日記』 (『宮古市史資料集近世九一一』[平成8年]ほか) 新山賢蔵・沢内有三編『長根寺物語』(昭和43年) ※以上、宮古市教育委員会假屋雄一郎氏のご教示ご提供による。 東北歴史博物館ほか『熊野信仰と東北』(平成18年)</p>
12 所見	<p>本像は、頭体幹部が左手首先を除く両肩先ほぼ全てを一材とし、両腰背面付近の三角材を省略するなど、構造の簡略化がみられる。これは、本像が小像ゆえのことであろう。一方で、小像ながら用材が規格材</p>

であることは当代の傾向に合致している。なお、頭体幹部材地付面にある線状の刳孔については、例えば台座から出る凸型の「受け」となって像を台座上に固定する仕掛けかとも想像されるが、類例を知らず、今後の検討課題としたい。

また、肩幅が広く短軀で全体にずんぐりとした体型、顎を前方に突き出して猫背で前屈みに見える側面観、長大に引かれた眉と眼、うねりの付いた上眼瞼、膨らんだように大きな鼻翼、突き出した唇など、本像の作風は極めて特徴的である。

本像には簡略化がみられるものの、これらの特徴は、明德 3(1392)年造立の釈迦如来坐像(岩手県指定有形文化財、正法寺、奥州市)、明德 4(1393)年造立の釈迦如来坐像(同、宝城寺、奥州市)に代表される、現岩手県域に伝わる禅宗彫刻の系譜に連なるものである。これら禅宗彫刻がいずれも規格材を用いていることも参考となる。

さらに、本像には側面から背面にかけての一带に細かいノミ跡がみられる点も注意される。禅宗の木像観についても、その教義的な意味についても現時点では不明であるが、宝城寺像にも同様のノミ跡が認められる点は、これが本像のみに止まらない、何らかの普遍的な意味を有する可能性があるものとして今後、検討する必要がある。

なお、正法寺像、宝城寺像とも用材はヒノキ材またはカヤ材と報告されている。管見では、12 世紀以降の東北地方では本像にも用いられるカツラ材が主流であり、ヒノキ材とカヤ材はごく一部に用いられている。カツラは植生が東北地方のほぼ全域に分布しており調達が比較的容易であり、ヒノキは植生が東北地方の南部、カヤは植生が太平洋側沿岸南部に限られている。そのような中、ヒノキ材またはカヤ材を用いる正法寺像と宝城寺像は用材とその取扱に熟練した仏師について、他地域からの移入を考える必要がある。一方で、カツラ材からなる本像は、東北地方の禅宗彫刻の先駆けとなる正法寺像や宝城寺像の造立技法や作風が現岩手県域に移入された後、当地に受容され定着したことを窺わせる。

「11 伝来」に記したとおり、本像の近代以前の伝来は不詳である。しかし、本像は、広く俯瞰してみると正法寺像や宝城寺像など現岩手県域の南部に移入された初期禅宗彫刻が受容され定着したことを示す作例とみて差し支えない。要するに、本像は、伝来は不詳のままではあるが、造立と伝来地を遠方に求めずとも、現岩手県域内とみるのが自然と考えられる。

ところで、本像が黒森権現と関係する可能性は既に記したが、本像の如き禅宗彫刻の系譜に連なる作例と現宮古市域との関わりを窺わせる資料も僅かながら存在する。

それは、宮古市腹帯に所在する応永 3(1396)年銘板碑(宮古市指定有形文化財)である。この板碑は釈迦種子を地藏種子 6 体(六地藏か)が取り巻く珍しいもので、種子下部に造立年月日銘とともに、「正法

眼蔵／涅槃妙心」という禅宗で最重要視される釈迦の言葉が線刻されている。この板碑は、本像造立の 21 年前に本像の現所在地である宮古市域周辺に禅宗が歩を進めたことを示すものであり、本像の造立環境を考える上でとくに注目される。今後の重要な検討課題である。

上記について、ことの当否は判断しかねるが、少なくとも本像には、現所在地周辺での造立を積極的に否定する根拠はない。そのような中、応永 3 年銘板碑は、禅宗が現宮古市域周辺に伝播したこと、伝播に伴い禅宗彫刻が現宮古市域周辺で造立供養される環境が醸成されたとしても不自然でないことなどを窺わせるものとして注目される。

本報告書では伝来について上記以上の言及はできないので、保留する。

現時点での本像の評価として、現岩手県域における禅宗彫刻の一例として、禅宗という新たな文化の受容、展開と定着のあり方を明快に示す点、さらには造立年を明らかにする基準作例として、室町時代前期における他作例の比較検討に不可欠である点など、現岩手県域の歴史文化を知る上で貴重な存在といえる。

今後は、他作例との比較検討を進め、本像はもとより当代の他作例の評価をより一層進めていく必要がある。さらに、本像の伝来について、より一層の調査研究を進めていく必要がある。

最後に墨書銘とその情報について。

墨書銘は造立時のものと認められ、筆者は不明だが僧侶など然るべき知識層が想定される。内容は推測の域を出ないが、入仏などの供養に用いた経典名及びその読誦の回数、供養料など制作に関わる経費か。内容の吟味は今後に委ねることとなるが、当代の文字史料に恵まれない現岩手県域にとって、貴重な情報であることは疑いない。

ところで、中世において、『摩訶摩耶経』は一切経書写事業には含まれるが、単独の書写や読誦は、本像以外は寡聞にして知らない。『同経』が本像(虚空蔵菩薩)の造立に際してなぜ読誦されたのか興味深い問題である。『同経』の大意は、釈迦が生母摩耶夫人に説法を行うこと、入滅を嘆く夫人に対して釈迦が再生し説法することなどである。

一方、虚空蔵菩薩は智慧、知識や福德をもたらすとされ、いつの頃からか「十三詣り」という少年の通過儀礼の祈願対象とされてきた。

当代の虚空蔵信仰については管見に及ばないが、本像造立の経緯を明らかにする上で、母子の関係、子の成長などの願意を検討することも案外、有効かもしれない。今後、民俗学及び歴史学との連携により、墨書銘の内容について一層の理解が進むことを期待したい。

【图版 1】



全身正面

【图版 2】



全身右侧面



全身左侧面



全身背面



部分正面

【図版 3】



頭体幹部材正面



膝前材矧面



像底

別紙

摩耶經 一百三十六部餘分 □ 佛
〔金偏、旁は不明〕

應永二十四年太才丁酉八月二十九日入佛

二貫三百文也

